

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会運営細則（改正案）

平成二十五年四月二十二日 予防接種・ワクチン分科会長決定
 一部改正 平成二十五年十二月十六日 予防接種・ワクチン分科会長決定
 一部改正 平成二十七年十月二十九日 予防接種・ワクチン分科会長決定

厚生科学審議会運営規程（平成十三年一月十九日厚生科学審議会決定）第十条の規定に基づき、この細則を制定する。

（部会の設置）

第一条 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）に、次の表の名称の項に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の所掌事務の項に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
予防接種基本方針部会	一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること（副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。 二 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること（研究開発及び生産・流通部会及び副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。
研究開発及び生産・流通部会	ワクチンの研究開発及び生産・流通に関する重要事項を調査審議すること。
副反応検討部会	一 予防接種法の規定により審議会の権限に属させられた事項（副反応報告に係る事項に限る。）を処理すること。 二 予防接種による副反応に関する重要事項を調査審議すること。

（開催頻度）

第二条 分科会は年三回程度開催する。

2 前項のほか、分科会長は、ワクチンの開発状況等に応じた迅速な検討を行うため、分科会を開催することができることとする。

（事務局機能）

第三条 分科会及び部会の庶務は、厚生労働省健康局健康課と国立感染症研究所が共同して実施し、厚生労働省健康局健康課が総括して処理する。

（委員の選任）

第四条 委員の選任に当たっては、予防接種・ワクチン分科会参加規程に基づき、選任することとする。

（小委員会の設置）

第五条 分科会又は部会長は、必要があると認めるときは、分科会又は部会に諮って小委員会を設置することができる。

（雑則）

第六条 この細則に定めるもののほか、分科会又は部会の運営に必要な事項は、分科会長又は部会長が定める。

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会運営細則(改正案)

改正後	現行																
厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会運営細則（案） （平成二十五年四月二十二日 予防接種・ワクチン分科会長 決定） 厚生科学審議会運営規程（平成十三年一月十九日厚生科学審議会決定）第十条の規定に基づき、この細則を制定する。 （部会の設置） 第一条 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）に、次の表の名称の項に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の所掌事務の項に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>所 掌 事 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予防接種基本方針部会</td><td>一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること（副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。 二 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること（研究開発及び生産・流通部会及び副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。</td></tr> <tr> <td>研究開発及び生産・流通部会</td><td>ワクチンの研究開発及び生産・流通に関する重要事項を調査審議すること。</td></tr> <tr> <td>副反応検討部会</td><td>一 予防接種法の規定により審議会の権限に属させられた事項（副反応報告に係る事項に限る。）を処理すること。 二 予防接種による副反応に関する重要事項を調査審議すること。</td></tr> </tbody> </table> （開催頻度） 第二条 分科会は年三回程度開催する。 2 前項のほか、分科会長は、ワクチンの開発状況等に応じた迅速な検討を行うため、分科会を開催することができることとする。 （事務局機能） 第三条 分科会及び部会の庶務は、厚生労働省健康局健康課と国立感染症研究所が共同して実施し、厚生労働省健康局健康課が総括して処理する。 （委員の選任） 第四条 委員の選任に当たっては、予防接種・ワクチン分科会参加規程に基づき、選任することとする。 （小委員会の設置） 第五条 分科会又は部会長は、必要があると認めるときは、分科会又は部会に諮って小委員会を設置することができる。 （雑則） 第六条 この細則に定めるもののほか、分科会又は部会の運営に必要な事項は、分科会長又は部会長が定める。	名 称	所 掌 事 務	予防接種基本方針部会	一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること（副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。 二 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること（研究開発及び生産・流通部会及び副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。	研究開発及び生産・流通部会	ワクチンの研究開発及び生産・流通に関する重要事項を調査審議すること。	副反応検討部会	一 予防接種法の規定により審議会の権限に属させられた事項（副反応報告に係る事項に限る。）を処理すること。 二 予防接種による副反応に関する重要事項を調査審議すること。	厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会運営細則（案） （平成二十五年四月二十二日 予防接種・ワクチン分科会長 決定） 厚生科学審議会運営規程（平成十三年一月十九日厚生科学審議会決定）第十条の規定に基づき、この細則を制定する。 （部会の設置） 第一条 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）に、次の表の名称の項に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、それぞれ同表の所掌事務の項に掲げるとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>所 掌 事 務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予防接種基本方針部会</td><td>一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること（副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。 二 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること（研究開発及び生産・流通部会及び副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。</td></tr> <tr> <td>研究開発及び生産・流通部会</td><td>ワクチンの研究開発及び生産・流通に関する重要事項を調査審議すること。</td></tr> <tr> <td>副反応検討部会</td><td>一 予防接種法の規定により審議会の権限に属させられた事項（副反応報告に係る事項に限る。）を処理すること。 二 予防接種による副反応に関する重要事項を調査審議すること。</td></tr> </tbody> </table> （開催頻度） 第二条 分科会は年三回程度開催する。 2 前項のほか、分科会長は、ワクチンの開発状況等に応じた迅速な検討を行うため、分科会を開催することができることとする。 （事務局機能） 第三条 分科会及び部会の庶務は、厚生労働省健康局結核感染症課と国立感染症研究所が共同して実施し、厚生労働省健康局結核感染症課が総括して処理する。 （委員の選任） 第四条 委員の選任に当たっては、予防接種・ワクチン分科会参加規程に基づき、選任することとする。 （小委員会の設置） 第五条 分科会又は部会長は、必要があると認めるときは、分科会又は部会に諮って小委員会を設置することができる。 （雑則） 第六条 この細則に定めるもののほか、分科会又は部会の運営に必要な事項は、分科会長又は部会長が定める。 1	名 称	所 掌 事 務	予防接種基本方針部会	一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること（副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。 二 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること（研究開発及び生産・流通部会及び副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。	研究開発及び生産・流通部会	ワクチンの研究開発及び生産・流通に関する重要事項を調査審議すること。	副反応検討部会	一 予防接種法の規定により審議会の権限に属させられた事項（副反応報告に係る事項に限る。）を処理すること。 二 予防接種による副反応に関する重要事項を調査審議すること。
名 称	所 掌 事 務																
予防接種基本方針部会	一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること（副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。 二 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること（研究開発及び生産・流通部会及び副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。																
研究開発及び生産・流通部会	ワクチンの研究開発及び生産・流通に関する重要事項を調査審議すること。																
副反応検討部会	一 予防接種法の規定により審議会の権限に属させられた事項（副反応報告に係る事項に限る。）を処理すること。 二 予防接種による副反応に関する重要事項を調査審議すること。																
名 称	所 掌 事 務																
予防接種基本方針部会	一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること（副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。 二 予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること（研究開発及び生産・流通部会及び副反応検討部会の所掌に属するものを除く。）。																
研究開発及び生産・流通部会	ワクチンの研究開発及び生産・流通に関する重要事項を調査審議すること。																
副反応検討部会	一 予防接種法の規定により審議会の権限に属させられた事項（副反応報告に係る事項に限る。）を処理すること。 二 予防接種による副反応に関する重要事項を調査審議すること。																